



御 監 第 44 号
令和 3 年 6 月 25 日

御 前 崎 市 長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 大 澤 博 克

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和 3 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(御前崎市民生委員児童委員協議会)

御前崎市監査委員

令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

御前崎市民生委員児童委員協議会及び所管課(福祉課)

3 監査の範囲

令和2年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、御前崎市民生委員児童委員協議会及び所管課(福祉課)より提出された監査資料や関係書類等に基づき、補助金交付手続き、会計経理及び補助対象事業等の執行状況について、それぞれの責任者及び担当者から説明を求め監査を実施した。

5 監査の期日

令和3年6月7日(月)

6 監査の結果

(1) 御前崎市民生委員児童委員協議会の概要

① 事務所の所在地

御前崎市役所福祉課 御前崎市池新田 5585 番地

② 組織(令和3年6月1日現在)

役員は、会長1名、副会長2名、理事16名、監事2名、会計1名の合計22名である。(会長、副会長は理事を兼務。)

委員は62名在籍している。

所管課は福祉課である。

(2) 補助金の交付状況

令和2年度民生委員児童委員協議会活動費補助金は、総額8,020,000円が交付決定され、一般会計3款(民生費)1項(社会福祉費)1目(社会福祉総務費)18節(負担金補助及び交付金)より2回に分けて交付されている。

これらの補助金は、民生委員児童委員の職務遂行に必要な知識及び技術を習得するための研修会開催や、旧2町の協議会の相互連携・協調及び親睦を図りながら、社会福祉関係機関との連携と協力支援のために活用されている。

(3)経理事務について

市からの補助金は確実に収納され、事業に係る経費はその目的に従って行われており、おおむね適正に処理されていた。

収入及び支展会計事務について、収入・支出伝票の起票時に、同じ伝票名(領収証書)の帳票を使用されているので、収入伝票と支出伝票に分けて起票するなど、適正な会計事務の執行に心がけてください。

収支決算書の作成に当たっては、予算の補正や流用による増減を反映した適切なものとし、収支予算書と収支決算書の整合性がとれるよう、関係諸表の見直しをお願いします。

(4)総括

監査の結果、監査対象の補助金は、補助目的に沿って使われ、一定の効果を上げている。なお、今後の事務事業の運営については、特に下記の点に留意されたい。

【民生委員児童委員協議会】

少子高齢化・人口減少社会が進行し、地域活動の担い手が減少するなか、各地区の民生委員・児童委員の方々は、地域福祉のために重要な役割を果たしています。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、新しい生活様式や様々な生活課題に対し、今後も、地域住民の相談に適切に対応し、早期の支援につなげていくため積極的な活動に努めてください。

歳入歳出決算書の項目に、互助費として慶弔費が計上されています。事務局から補助金は充当されていないとの説明を受けましたが、民生委員・児童委員に対し支出された弔慰金等については、客観的にみても地域福祉の推進との関連性は低いと思われるので、補助金交付団体として、公金の取扱いについて透明性を確保するためにも、慶弔費は協議会活動費から削除すべきと考えます。

【所管課】

市の厳しい財政状況を踏まえ、交付金の交付事務に当たっては、交付要綱に定められた手続きにより適正に執行してください。また、活動状況を把握し、交付申請書、実績報告書等の内容を慎重に審査することにより、交付金の必要性や有効に活用されているかどうか検証してください。

歳出科目の活動費は、民生委員児童委員活動で必要な経費を実費弁償と地区民児協活動費として支出されていて、委員活動費や担当区域調査活動費等により積算・計上されています。これらの活動費の支給根拠については規定や規則などの根拠がなく、民生委員児童委員協議会との合意によるものとのことですが、活動費は、民生委員・児童委員に安定的に活動してもらう経費でありますので、明文化しておくことが望ましいと考えます。